

郵便等による不在者投票

郵便等で投票できるのは、身体障害者手帳、または戦傷病者手帳を持っている人で、一定の条件を備えた人と、「介護保険上の要介護者」で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている人です。

また、郵便等で投票をすることができるとは、次のこと①②に当てはまる人は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権のある人に限る）に、自らの代理で投票に関する記載をさせることができます。

①「身体障害者福祉法上の身体障害者」で、身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が1級」である者として記載されている人

②「戦傷病者特別援護法上の戦傷病者」で、戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」である者として記載されている人

なお、郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておかなければなりません。

手続きなどの詳細については、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

投票の当日は

有権者には、投票所入場券を10月9日頃までに郵送します。

投票日には、有権者本人がこの入場券を持って、該当する投票所（入場券に記載）で投票してください。

ただし、入場券がなくても選挙人名簿と本人の確認ができれば投票できます。

投票時間：7時～20時
※島地部投票所は19時まで



※入場券に記載されている投票時間・投票所にご注意ください。

※入場券がお手元に届いても、県外へ転出された人は当日投票ができません。

代理投票・点字投票

自分で投票用紙に記入することができない人は、投票所で申し出ると代理投票をすることができます。

また、点字投票を希望される人も、投票所で申し出てください。



申込み・問合せ

〒七一四〇〇八一

笠岡市笠岡一八六六一

選挙管理委員会事務局

☎ 2164

FAX 2187

Eメール: senkan@ci.ty.

kasaoka.okayama.jp

投票所及び投票区の区域一覧

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	中央小学校体育館	富岡北・大磯(中央小学校区)・一番町・二番町・八番町・緑町・新横島	16	西大戸正和集会所	西大戸
			17	大井公民館	東大戸・小平井・春日台
			18	大井ハイランドホール	大井南
2	市民会館第1会議室	大磯(笠岡小学校区)・三番町・四番町・五番町・六番町・七番町・九番町・十番町・十一番町・美の浜	19	吉田公民館	吉田・関戸
			20	尾坂幼稚園遊戯室	尾坂
			21	新山小学校体育館	山口・新賀(一部)
			22	上長迫公会堂	新賀(一部)・みの越
			23	北川公民館	甲弩・走出(一部)
4	貫園講堂	伏越・宮地・浜田・仁王堂・川南・殿南・中央町(一部)	24	梅木公会堂	走出(一部)
			25	神島公民館	神島(中村・東村・瀬戸・天神・古江・深方・汁方・福浦・片島)・カプト南町・拓海町
5	市民活動支援センター(元市民ギャラリー)	西東・西西・正寿場・本町・住吉・中央町(一部)	26	寺間公会堂	神島(高・寺間・見崎)
6	笠岡保育所遊戯室	川北・殿北・追分	27	大島小学校体育館	西大島(一部)・西大島新田
7	今井小学校体育館	園井・今立(一部)	28	大島中学校体育館	大島中(一部)・西大島(一部)
8	今井公民館	今立(一部)・馬飼・広浜	29	大島海の見える家	大島中(一部)
9	ようすな会館	金浦	30	外浦会館	神島外浦
10	金浦中学校体育館	吉浜・大河・相生	31	高島公民館	高島
			32	飛島幼稚園遊戯室	飛島
			33	白石公民館	白石島
11	金浦公民館	生江浜・旭が丘・平成町・カプト東町・カプト中央町・カプト西町	34	笠岡諸島開発総合センター	北木島町(大浦・楠)
12	城見小学校体育館	大冨・用之江・城見台	35	北木西幼稚園遊戯室	北木島町(豊浦・金風呂)
13	茂平集会所	茂平・西茂平・銅管町・港町	36	真鍋島保育所遊戯室	真鍋島
14	有田公会堂	有田	37	六島公民館	六島
15	篠坂集会所	押撫・篠坂・入田			